

～交通事故シラズの吉田町にしよう～

交通安全情報

発行：吉田町役場防災課 地域安全部門

電話：３３－２１３４

令和７年１月発行

※静岡県警察から情報提供を受けております。

『自転車安全利用五則』をご存知ですか？

自転車安全利用五則とは、警察庁交通対策本部が決定した自転車を利用するにあたって交通事故の被害者・加害者にならないための守るべきルールのうち特に重要な５つをあげたものです。

①車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。



歩道を通行できる例外



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。



③夜間はライトを点灯。



④飲酒運転は禁止。



⑤ヘルメットを着用。



自転車安全利用五則を守って、安全運転に努めましょう